平成１６年度民事法基礎ゼミ第７回（過失）

参考答案例

［取扱説明書］

試験の合格答案は，合格者の数だけあります，というのは，いささか詩的で大袈裟ですが，少なくとも，実力のほか好みも手伝い，論理展開，取捨選択・濃淡，表現等々について，合格答案といっても一通りではなく，最高得点答案，優秀答案，模範答案あるいは参考答案と名付けられて公表される特定の答案を，無条件にバイブルのごとく崇め奉るのは，可塑性に富み弾力的な段階にある諸君の成長を阻害することにもなりかねないということに留意して下さい。

最高得点答案とか，模範答案とかを上手く利用する方法は，そのような範疇に入る答案群の中から，自分の思考パターンに近いもの，好みや感性に合うものをセレクトしてコレクションとし，それを真似して，自分の答案に反映させる作業をしばし試みることです。最高得点答案であっても，自分の感性に合わないものは，折角確立しつつある自分の基礎体型を壊しかねません。

今回の参考答案は，本問の出題者として，涙を飲んで書きたいことを削って簡素を心掛け，これくらい書いてくれれば，私なら，合格点をつけたい，そんなつもりで作成しました。

本参考答案例は，以上の意味で作成されたことを了解のうえ，参考にして下さい。

その応用方法やディフォルメ，あるいは直すべき点については，各講師から説明があるはずです。

もちろん，好みに合う方は，それはそれで，とても“ケッコー”なことですので，「写経」して下さい。

＊＊＊＊＊答　　案　　例＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊（２９８６字）＊＊

（問１について）

１　Ａに対する請求

(1)　Ａが確保すべき労働環境に不備があるような場合の安全配慮義務違反に基づく責任の追及（民法１条２項，４１５条）

(2)　(1)と同様の場合にＡ自身の不法行為責任の追及（民法７０９条）

(3)　Ｃが２の責任を負う場合の使用者責任の追及（民法７１５条１項）

(4)　クレーン装置に不具合があった場合に，土地工作物責任の追及（民法７１７条１項）

２　Ｃに対する請求

Ｃの玉掛けの仕方又は操作にミスが認定できる場合の不法行為責任の追及（民法７０９条）

３　Ｂに対する請求

(1)　クレーンに瑕疵がある場合の不法行為責任の追及（民法７０９条）

(2)　(1)と同様の場合の製造物責任法３条に基づく責任の追及

（問２について）

１　安全配慮義務違反の主張と反論

(1)　Ｄとしては，労働者は，使用者の指定場所に配置され，使用者供給の設備，器具等を用いて労務の提供を行うのだから，使用者は，報酬支払義務にとどまらず，労務提供過程において，付随的義務として信義則上（民法１条２項），労働者の生命，身体，健康等に危害が及ばないようその安全に配慮する義務を負っているところ，Ａは，Ｄとの雇用契約に基づく安全配慮義務を怠り，労働安全衛生法規により一定の資格を要する場合であるのに，その資格を有していないＤにクレーン操作を行わせたり，社内においてクレーン操作や玉掛業務に関する安全教育を全く行ってなかったため，本件事故が発生したのであるから，Ａには，債務不履行の規定（民法４１５条）に基づき，本件事故によって生じた損害を賠償する責任がある，と主張することが考えられる。

(2)　これに対し，Aは，労働安全衛生法規に違反する点があるとしても，同法規は公法上の取締規定であって私法上の義務を課すものではないし，仮に抽象的包括的な安全配慮義務が考えられるとしても，その具体的内容は，労働者の職種，地位及び安全配慮義務が問題となる当該具体的状況などによって異なるものであるところ，Dは，玉掛業務も含めクレーンを操作する業務に１０数年従事しており，その操作には熟練しているのであるから，本件事故との関係では安全配慮義務違反とはならない，と反論することが考えられる。

また，クレーンを操作していたのはD自身であり，しかも，他の従業員が皆帰った後１人で作業をしていたのであるから，Dの一方的な故意過失により発生した自招事故であり，Aの安全配慮義務違反が否定される，と反論することも考えられる。

しかし，公法上の規定であるとしても，労働者の安全と健康の確保の観点から定められたものであるから，ひいては私法上の義務ともなりうるし，この規定に反するときは，当該具体的状況を検討すると，安全配慮義務違反というべき場合が少なくないであろう。

また，一人だけで本件のような作業をすることが極めて危険であることは明らかであるが，そのような作業状態をAが黙認していたような場合，又は残業をしなければ業務をこなせなかったような場合にはAの反論は成り立たないと考えられる。

なお，通常は，従業員の過失をもって直ちに義務違反の存在それ自体を否定することは難しいと思われる。

(3)　仮に上記義務違反が認められるとしても，Aとしては，前記(2)で採り上げたAに有利な事情をもって,過失相殺を主張することが考えられる(民法４１８条)。

2　一般的不法行為責任の主張と反論

(1)　Dは，前記１(1)で有利に採り上げたのと同様の事情を採り上げることになるが，Aは，Dが作業をするうえでその生命，身体，健康等に危害が及ばないよう注意すべき義務があるのに，その注意義務を怠った結果本件事故が発生した

ものであるから，Ａには，不法行為の規定（民法７０９条）に基づき，本件事故によって生じた損害を賠償する責任がある，と主張することが考えられる。

(2)　１(2)と同様に事実を採り上げ，義務違反自体を否定する反論をするほか，過失相殺を主張することが考えられる（民法７２２条２項)。

なお，民法７２２条２項の民法４１８条の相違ついて，不法行為の場合，債務不履行の場合と異なり，過失相殺により加害者の賠償責任を全免できないとし，また，被害者の過失を斟酌するか否かは裁判所の自由裁量に属するとして，各条文の文言に忠実に区別するのが判例の立場である。

（問３について）

１(1) Ａが使用者責任を負う場合，Ｃに対して求償権を行使することが考えられる(民法７１５条３項)。

もっとも，使用者が，その事業の執行につきなされた被用者の加害行為により，直接損害を被りまたは使用者としての損害賠償責任を負担したことに基づき損害を被った場合には，使用者は，その事業の性格，規模，施設の状況，被用者の業務の内容，労働条件，勤務態度，加害行為の態様，加害行為の予防もしくは損失の分散についての使用者の配慮の程度その他諸般の事情に照らし，損害の公平な分担という見地から信義則上相当と認められる限度において，被用者に対し同損害の賠償または求償の請求をすることができると解するのが判例の立場である。

(2) Ａの不法行為責任がＣと共同不法行為（民法７１９条１項）となる場合は，Ｃに対して求償権を行使できる（判例)。

(3) Ａが，一般不法行為責任を負うが，Ｃが共同不法行為者とならない場合，又は安全配慮義務違反の責任を負う場合等，Ｃに求償権を行使することができないと解される場合であっても，ＡがＣの故意・過失によって損害賠償義務を負うことになったとみられるような場合は，Ｃに対し不法行為責任そのもの（民法７０９

条）を追及することができるであろう。

2　Aとしては，Bに対し，不法行為責任と製造物責任法３条の責任を追及するほか，Bが直接の購入の相手であったような場合には，瑕疵担保責任（民法５７０条）などを追及することも考えられる。

また，Aが工作物責任を負う場合，Bに対し求償権を行使できる場合がある（民法７１７条２項）。

（問４について）

1　安全配慮義務の根拠を雇用契約に求める考えを徹底すると，雇用関係が存在しない以上，安全配慮義務を認める余地がないという帰結も，形式論理としては考えらないではない。

しかし，DとAの間の雇用関係の有無によって消長を来さない不法行為責任との均衡からしても，被害者救済のため債務不履行の利点を活用すべく形成されてきた安全配慮義務の適用領域をそのように狭く捉えるべきではなく，次のような法律構成を考えることができる。

すなわち，安全配慮義務は，ある法律関係に基づいて特別な社会的接触の関係に入つた当事者間において，当該法律関係の付随義務として当事者の一方又は双方が相手方に対して信義則上負う義務として一般的に認められる義務である。

したがって，下請企業の従業員であっても，元請企業の従業員であるのと同視できるような場合，例えば，下請企業の従業員が，元請企業の作業場で労務の提供をするに当たり，元請企業の管理する設備，工具等を用い，事実上元請企業の指揮，監督を受けて稼働し，その作業内容も元請企業の従業員とほとんど同じであった等の事実関係の下においては，元請企業は，信義則上，労働者に安全配慮義務を負うというべきである。

2　それ以外の責任追及については，雇用関係の有無自体に要件的意味はないので法律構成は変わらない。